環境経営レポート

(No16)

グリーンリサイクル協同組合

取組期間

(2022年4月~2023年3月)

2023年5月29日 作成

目次

1		組絹	哉の概要3
	(]	1)	事業所名及び代表者3
	(2	2)	所在地3
	(3	3)	環境保全関係の責任者及び連絡先3
	(4	1)	業務内容3
	(5	5)	事業の規模4
	(6	3)	EA21 運営体制・責任分担票 4~5
	(7	7)	処理工程図
	(8	3)	臭気対応消臭処理フロー7
	(5	9)	地域貢献活動
2	2	対象	や範囲9
3	3	環境	竟経営方針10
4	Ļ	環境	竞経営目標11
5	5	環境	竟経営活動計画12
6	5	環境	竟経営目標の実績13
7	(]	1)]	意経営活動計画の取組結果とその評価、次期の取組
8	3	環境	^危関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無18
9)	代表	受者による全体評価と見直しの結果30

1 組織の概要

(1) 事業所名及び代表者

名 称: グリーンリサイクル協同組合

代表理事: 堀池 彰

資 本 金: 9,650万円

設 立: 平成5年10月5日

(2) 所在地

所 在 地: 静岡県静岡市葵区北沼上380番地

(3) 環境保全関係の責任者及び連絡先

環境管理責任者 柳澤 敬夫

連絡先 Tm 054-265-9991 FAX 054-265-0012

E-mail jimukyoku@green-recycle.org

(4) 業務内容

産業廃棄物の収集運搬及び処分業

許可番号、有効期日

	許可番号	取得年月日	有効年月日
静岡市・処分	06221038612	平成8年3月26日	令和8年3月25日
静岡県・収集運搬	02201038612	平成8年8月 8日	令和8年8月 7日

収集運搬許可品目

品目	静岡県	品目	静岡県
燃え殻	0	汚泥	0
廃プラスチック類 (石綿含有廃棄物を除く。)	0	動植物性残渣	0
木くず	0	金属くず	0
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず (石綿含有廃棄物を除く。)	0		

車輌保有台数 : 重機バックホー 1台 ホイールローダー 1台

フォークリフト 2台 10 t 級水密ダンプ 1台

中間処分

品目	乾燥	発酵	破砕
燃え殻	96 m³/日 (8 時間)	43 m³/日(8時間)	
汚泥	96 m³/日 (8 時間)	43 m³/日(8時間)	
廃油		43 m³/日(8時間)	
木くず		43 m³/日(8時間)	
動植物性残渣		43 m³/日(8時間)	
廃プラスチック類			4.8 t /日(8 時間)
紙くず			4.4 t /日(8 時間)
金属くず			8.0 t/日(8時間)

(5) 事業の規模

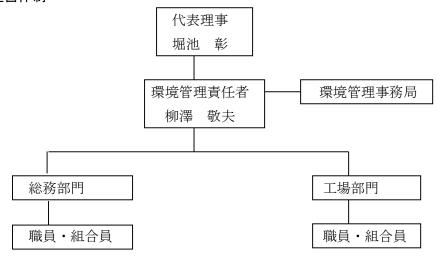
活動規模	単位	2020年	2021年	2022年
処理量	t	23,701	27,422	28,088
売上高	百万円	281	3 2 0	3 4 2
従業員	人	1 2	1 2	1 2
床面積	m²	1, 053	1, 053	1, 053

^{*}組合員または出向者を含む。

処理実績

受託した		単位	2020年	2021年	2022年
産業廃棄	中間処理量	t	23,701	27, 422	28,088
物の処理	再資源化等量	t	23, 289	26,970	27, 758
量	最終処分量	t	4 1 4	4 5 9	3 3 2

(6) EA21 運営体制



責任分担表

責任分担	巴衣
代表理事	① 環境経営方針の制定
	② 環境経営目標の承認する
	③ EA21 の実施及び管理に不可欠な資源を用意・提供する。
	④ 環境管理責任者を任命し、環境管理事務局を設置する。
	⑤ 環境経営目標の達成状況について、必要な場合是正・改善を指示
	⑥ 環境経営システム及び環境経営方針の見直しを行う。
環境管理責任者	① 組合全体の環境活動を統括管理する。
	② 環境経営方針の原案を策定。
	③ 「環境への負荷の自己チェック」「環境への取組みの自己チェッ
	ク」を行い、環境管理事務局にその結果をとりまとめさせる。
	④ 適用される法規制を取りまとめる。
	また、その追加・変更を把握し、職員に対し周知・徹底を図る。
	⑤ 環境経営活動計画を承認する。
	⑥ 教育訓練の年間予定の策定。
	⑦ 環境経営活動計画表に関する適用等活動が確実に実行されるため
	の手順・運用基準の検討
	⑧ 搬入業者への環境経営システムの趣旨説明と指導。
	⑨ 環境経営目標の達成状況の確認と環境管理事務局へ報告
	⑩ 環境経営活動計画の取組状況を環境管理事務局へ報告
	Ⅲ 社外からの苦情等があった場合は、速やかに対応する
	⑫ 環境上の緊急事態を想定し予防策を定め定期的に訓練を実施す
	る。
	③ 教育訓練の実施
環境管理事務局	① 環境経営システムの構築及び運用について、環境管理責任者を補
	佐する
	② 環境管理責任者の指示により、必要な調査・検討を行う
	③ 環境経営システムに関する記録の管理・保存を行う
	④ 環境経営システム運用にについて、手順書の作成を行う
	⑤ 環境経営目標及び環境経営活動計画取り組み状況の取りまとめ
	⑥ 環境関連法規一覧表の維持・更新
職員・組合員	① 環境経営方針、環境経営目標、環境経営活動計画を順守する
	② 部門責任者は、環境経営目標、環境経営活動計画の取組状況を環
	境管理事務局へ報告

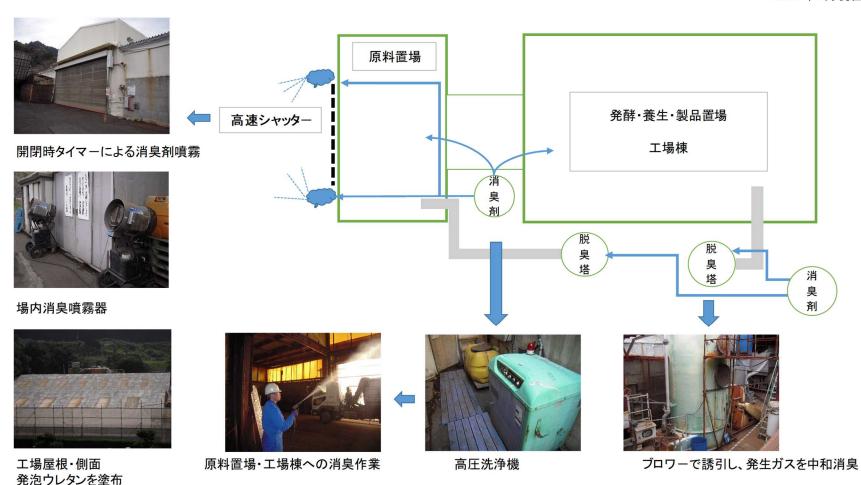
グリーンリサイクル協同組合処理工程図

(7)

平成24年4月1日 排出事業者 グリーンリサイクル協同組合 破砕工程 発酵工程 乾燥工程(固化) 破砕機による破砕、減容 固化剤、水分調整剤の混合により乾燥(固化) 撹拌機で混合しエアレーションにより発酵・肥料化 廃プラスチック類 金属くず 紙くず 汚泥 燃え殻 汚泥 動植物性残さ 廃油 木くず 燃え殻 展開検査 展開検査 展開検査 破砕処理 乾燥処理 発酵処理 •異物混入、処理不適物 •販売不適物 二次処理委託 販売 二次処理委託 •資材製造 •有機質肥料製造 二次処理委託 盛土材 汚泥発酵肥料 覆土材 工業汚泥肥料 グランド舗装材 •高炉原料、製鉄原料化 ・セメント原料化 農業用資材、ほか 有機質培養土、ほか ・セメント原料化 コークス代替 •最終処分場埋立 ·最終処分場埋立 •資源回収 組合員へ販売 組合員へ販売 製鉄、製紙資源 •神座興産(株) •㈱微生物農法研究所 •燃料原料化 セメント原料、RPF、RDF •最終処分場埋立

(8) グリーンリサイクル協同組合 臭気対応消臭処理フロー

2019年4月現在



- *施設周辺の臭気監視を一日3回実施
- *消臭剤のより効果のある選定の継続

(9) 地域貢献活動

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」



ぼくらはさんぱい探偵団「夏休み産業廃棄物処理施設親子見学会」

令和4年6月1日 全国ごみ不法投棄監視 ウィークに伴う不法投 棄廃棄物の回収作業に 参加しました。

回収場所

静岡市清水区山原

回収量

可燃物 110kg

不燃物 900kg



静岡市災害廃棄物処理への協力



令和4年7月29日 静岡県産業廃棄物協会 の主催による見学会に 参加、引率しました。 普段接することがない 廃棄物処理施設を見学 しました。

令和4年9月23日の台 風15号に伴う大雨等に より本県市町が被災した ことを受けて静岡市から 「大規模災害時における 災害廃棄物の処理等に関 する協定」に基ずく災害廃 棄物処理の協力要請があ り、災害廃棄物の収集運搬 を行いました。

2 対象範囲

(1) 認証・登録範囲

産業廃棄物処分業

*収集運搬は、業務遂行上許可を有するが、実務に於いては、環境マネジメントシステムの認証を習得している組合員が行っているため、対象範囲に含まれません。

(2) レポートの対象期間及び発行日2022年4月1日~2023年3月31日2023年5月29日発行

環境経営方針

環境理念

グリーンリサイクル協同組合は、自然環境との共存共栄を目指します。また、廃棄物処理 事業を通じて資源の有効利用と再資源化を推進し、環境経営の継続的改善をすすめること で社会への信頼と貢献を目指します。

環境 経営 方針

- 1) 省資源、省エネルギーを実施し、電気、化石燃料の使用による二酸化炭素を削減します。
- 2) 限りある水資源を大切にしていきます。
- 3) 適正な産業廃棄物処理体制を構築し、見直しを行い、今後さらに適正処理を推進します。
- 4) 地域貢献活動として,工場周辺の美化活動並びに、環境活動ボランティアに参加します。
- 5) 化学物質の適正管理を行います。
- 6) 受託した産業廃棄物の処分における環境配慮に努めます。
- 7) 環境関連法規を順守します。
- 8) 当組合従業員は本方針を深く認識し構築した環境経営システムを有効に活用します。
- 9) 本方針は全従業員に周知するとともに、一般に広く公開します。

初年2008年7月1日 改定2022年4月1日

グリーンリサイクル協同組合 代表理事 堀池 彰

4 環境経営目標(2023 年~2025 年)

制定 2023年4月28日

項	目	単	位	2020 年度 (基準年)	2023 年度 基準年度比 0.3%減	2024 年度 基準年度比 0.4%減	2025 年度 基準年度比 0.5%減	
二酸化炭素排出量	総量	kg	414,945	413,700	413,285	412,870		
		原単位	kg/t	17.51	17.45	17.44	17.42	
	電力	総量	kwh	746,479	744,240	743,493	742,747	
		原単位	kg-CO ₂	31.50	31.41	31.37	31.34	
	0.457		kg-CO ₂	341,141	340,118	339,776	339,435	
	軽油	総量	L	13,430	13,390	13,376	13,363	
		原単位	L/千t	567	565.3	564.7	564.2	
	2.58		kg-CO ₂	34,649	34,545	34,511	34,476	
	灯油	総量	L	15,725	15,678	15,662	15,646	
		原単位	L/千t	663	661	660	659.7	
	2.49		kg-CO ₂	39,155	39,038	38,999	38,959	
廃棄物	一般廃棄物	総量	kg	480	478.5	478	477.6	
	産業廃棄物	総量	kg	2,775	2,767	2,764	2,761	
水使用量		総量	m³	4,683	4,669	4,664	4,660	
11.14.7.41.7.71		口	2 回	環境活動ボ	環境活動ボランティアに年2回参加			
地域貢献活動		口	4 回	工場周辺美	工場周辺美化活動年4回実施			
受託した産業廃棄物の処分における		_	_	発酵に係わる再資源化 100%維持				
環境配慮			産業廃棄物の再資源化 90%以上維持					
化学物質使用量		_	_		化学物質は管管理を行	取扱わない。	が化学物質	

^{*}環境目標は、2020年度を基準年とし、基準年度比 0.1%減とする。

^{*}購入電力の二酸化炭素排出係数は中部電力ミライズ(株) 2018年度 0.457kg-CO2kwhとした。

^{*}原単位 2020 年度年間取扱量は23,701t です。

^{*2022}年度の環境経営目標は13ページに記載。

5 環境経営活動計画

Νο	取組項目	具体的活動内容
1	二酸化炭素排出量の低減	構内車両の整備
		重機の点検記録を記入し運転者の意識向上を図る
		アイドリングストップ
		事務所内の冷暖房の温度管理 (28℃&20℃)
		消費電力の小さい機器導入
		使用してない照明の消灯
		緑化運動の実施
		更新時省エネ機器への切り替えを検討
		気温変化に合わせたブロワー、ボイラーの運転
2	臭気対策	季節に合わせたブロワーの運転
		臭気監視の実施及び対応
		効率の良い消臭
		不用意なシャッター開閉を無くす
3	廃棄物の削減 リサイクル	コピー用紙の裏紙利用
		紙類の分別回収による再資源化
		廃棄物のリサイクルを検討
4	水	水道配管からの漏洩点検
		中水、雨水の利用を検討
5	地域貢献活動	工場周辺の清掃活動
		コロナウィルスの状況によりボランティア活動へ参加
6	化学物質の管理	安全データシートの入手
		使用量、保管量の日常点検
		効果的な薬品の選定
7	受託した産業廃棄物の処分	発酵に係わる再資源化100%維持
	における環境配慮	産業廃棄物の再資源化90%以上維持
8	環境上の緊急事態の想定と訓練	年間活動計画を立て実施
9	環境への負荷、取組のチェック	4月実施
1 0	法規制等遵守状況のチェック	環境管理責任者が年1回実施
1 1	環境測定の実施	年間活動計画を立て実施

6 環境経営目標の実績

2020年度実績を基準に、2022年度(2022年4月~2023年3月)の実績・評価を以下に示す。

	E-10, 2022	// (1 - / 4					
項目		単	位	2020 年度	2022 年度	2022 年度	目標値	評
		, ,		(基準年)	目標	実績	との対比	価
二酸化炭素排出	総量	kg	414,945	414,115	438,381	106%	×	
		原単位	kg/t	17.51	17.47	15.61	89%	0
	電力	総量	kwh	746,479	744,986	788,309	106%	×
		原単位	kwh/t	31.5	31.44	28.07	89%	0
	0.457		kg-CO ₂	341,141	340,459	360,257	106%	×
	軽油	総量	L	13,430	13,403	15,688	117%	×
		原単位	L/千t	567	565.9	559	99%	0
	2.58		kg-CO ₂	34,649	34,580	40,475	117%	×
	灯油	総量	L	15,725	15,694	15,120	96%	0
		原単位	L/千t	663	661.7	538	81%	0
	2.49		kg-CO ₂	39,155	39,077	37,648.8	96%	0
廃棄物	一般廃棄物	総量	kg	480	479.0	280	58%	0
	産業廃棄物	総量	kg	2,775	2,769	1,325	48%	0
水使用量		総量	m³	4,683	4,674	4,794	103%	×
地域貢献活動	環境活動ボラ	ンティア	印	2	2	3	150%	0
工場周辺美		化活動	印	4	4	5	125%	0
		_	_	発酵に係れ	る再資源化	100%維持		0
		_	_	産業廃棄物の再資源化 90%以上維持			0	
化学物質使用量		_	_		定化学物質に に保管管理を		が化学物	0

^{*}環境経営目標は、2020年度を基準年とし、基準年度比 0.1%/年減とする。

^{*}購入電力の二酸化炭素排出係数は中部電力ミライズ(株)2018年度 0.457kg-CO2kwhとした。

^{*}原単位 2020 年度年間取扱量は 23,701t、2022 年度年間取扱量は 28,088t です。

総評

1 二酸化炭素排出量

環境経営目標では、総量は目標未達成、原単位では目標達成できました。夏場の高圧送風ブロワーの間欠運転が出来ず、また取扱量が増加したにも関わらず CO₂排出総量が減少したのは、灯油使用量の減少と電気使用量の減少が要因と思われます。

二酸化炭素総排出量の経年変化を表1に示します

表 1

		2020年	2021年	2022年
CO ₂ 排出総量(kg-C	O_2)	414, 945	449, 989	438, 381
取 扱 量(t)	23,701	27, 422	28,088
排出総量/取扱量 (kg-CC) ₂ /t)	17.51	16.41	15.61
目 標(kg-CC) ₂ /t)	16.87	17.49	17.47

2 電力・軽油・灯油

電力は、今季も6月~10月の期間限定で気温変化に合わせたブロワーの間欠運転が出来ませんでしたが、ブロワーのメンテナンス作業や電源のON,OFFを行い電気量は減少しました。環境経営目標では、総量では目標未達成、原単位では目標達成しました。

電気量の経年変化を表2に示します。

表 2

		2020年	2021年	2022年
電 気 量	(k w h)	746,479	789, 516	788, 516
CO ₂ 排出量	(kg - C O ₂)	3 4 1, 1 4 1	360, 809	360, 257
取 扱 量	(t)	23,701	27, 422	28,088
電気量/取扱量	(kwh/t)	31.5	28.79	28.07
目 標	(kwh/t)	28.14	31.47	31.44

軽油使用量は昨年とほぼ同様の結果となりました。

軽油の経年変化を表3に示します。

表3

	2020年	2021年	2022年
軽油使用量(L)	13,430	15,645	15,688
CO ₂ 排出量(kg - CO ₂)	34,649	40,364	40, 475
取 扱 量(t)	23,701	27, 422	28,088
使用量/取扱量 (L/t)	5 6 7	5 7 1	5 5 9
目 標 (L/t)	5 3 2	566.4	566.4

灯油の使用は特に季節性に左右され、水蒸気、結露を取るため灯油ボイラーを焚きます。 水分は成果品に直接影響を与えるため、取扱量に係わらず梅雨及び冬季は使用します。

今季は秋口使用量が増加しましたが、2月、3月に、発酵時の発熱を利用し水分蒸発を促進し水分を減らす試みを実施した。結果は良好で灯油使用量が大幅に減少し 環境経営目標は、総量、原単位とも目標達成しました。

灯油の経年変化を表4に示します。

表 4

	2020年	2021年	2022年
灯油使用量(L)	15,725	19,605	15, 120
CO ₂ 排出量(kg - CO ₂)	39, 155	48,816	37,648
取 扱 量(t)	23,701	27, 422	28, 088
使用量/取扱量 (L/t)	6 6 3	7 1 5	5 3 8
目 標 (L/t)	5 9 5	662	661.7

3 一般廃棄物・産業廃棄物・地域貢献活動

本年もコロナ禍の影響で対外活動は制限されましたが、一般廃棄物、産業廃棄物、地域貢献活動とも環境経営目標を達成出来ました。

特に本年は、9月23日の台風15号に伴う大雨等により本県市町が被災したことを受けて、静岡市から「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づく災害廃棄物処理等の協力要請があり、災害廃棄物の収集運搬に協力しました。

4 水道水

水道水の使用は主にスクラバー補給水です。今季はスクラバー循環水のヌメリが防止でき、スクラバー内の状態も好調を維持しています。

水道水の経年変化を表5に示します。

表 5

	2020年	2021年	2022年
水道使用量(m³)	4,683	4, 636	4,794
月 平 均 量 (m³)	3 9 0	3 8 9	399.5
目標(m³)	4, 403	4, 678	4, 673

7 環境経営活動計画の取組結果とその評価、次期の取組内容

(1) 取組結果とその評価

N o	取組項目	具体的活動内容	評価
1	二酸化炭素排出量の低減	1. 構内車両の整備	0
		2. 重機の点検記録を記入し運転者の意識向上を図る	0
		3. アイドリングストップ	0
		4. 事務所内の冷暖房の温度管理(28℃&20℃)	0
		5. 消費電力の小さい機器導入	0
		6. 使用してない電源を切る	0
		7. 緑化運動、グリーンカーテンの実施	0
		8. 更新時省エネ機器への切り替えを検討	0
		9. 気温変化に合わせたブロワーボイラーの運転	0
2	臭気対策	1. 季節に合わせたブロワーの運転	×
		2. 臭気監視の実施及び対応	0
		3. 効率の良い消臭	0
		4. 不用意なシャッター開閉を無くす	0
3	廃棄物の削減 リサイクル	1. コピー用紙の裏紙利用	0
		2. 紙類の分別回収による再資源化	0
4	水	1. 水道配管からの漏洩の点検	0
		2. 中水、雨水の利用を検討	0
5	地域貢献活動	1. 工場周辺の清掃活動	0
		2. コロナウィルスの状況によりボランティア活動へ参加	0
6	化学物質の管理	1. 安全データシートの入手	0
		2. 保管量の把握と保管タンクの日常点検	0
		3. 効果的な薬品の選定	0
7	受託した産業廃棄物の処分	1. 発酵に係わる再資源化100%維持	0
	における環境配慮	2. 廃棄物の再資源化90%維持	0
8	環境上の緊急事態の想定と訓練	1. 年間活動計画をたて実施 1 2/29	0
9	環境への負荷・取組のチェック	1. 4月実施予定 4/20	0
1 0	法規制等遵守状況のチェック	1. 年間活動計画をたて実施 4/1	0
1 1	環境測定の実施	1 騒音、臭気、浄化槽の測定を実施	0

^{*}評価は、◎が、充分出来た ○が、出来た ×が、不十分

(2) 次期の取組内容

No	取組項目	具体的活動内容
1	二酸化炭素排出量の低減	構内車両の整備
		重機の点検記録を記入し運転者の意識向上を図る
		アイドリングストップ
		事務所内の冷暖房の温度管理(28℃&20℃)
		消費電力の小さい機器導入
		使用してない電源を切る
		緑化運動、グリーンカーテンの実施
		更新時省エネ機器への切り替えを検討
		気温変化に合わせたブロワー、ボイラーの運転
2	臭気対策	季節に合わせたブロワーの運転
		臭気監視の実施及び対応
		効率の良い消臭
		不用意なシャッター開閉を無くす
3	廃棄物の削減 リサイクル	コピー用紙の裏紙利用
		紙類の分別回収による再資源化
4	水	水道配管からの漏洩点検
		中水、雨水の利用を検討
5	地域貢献活動	環境活動ボランティアに参加
		工場周辺の清掃活動
6	化学物質の管理	安全データシートの入手
		使用量、保管量の日常点検
		効果的な薬品の選定
7	受託した産業廃棄物の処分	発酵に係わる再資源化100%維持
	における環境配慮	廃棄物の再資源化90%維持
8	環境上の緊急事態の想定と訓練	年間活動計画を立て実施
9	環境への負荷、取組のチェック	4月実施
1 0	法規制等遵守状況のチェック	環境管理責任者が年1回実施
1 1	環境測定の実施	年間活動計画を立て実施

8 グリーンリサイクル協同組合環境関連法規一覧

作 成 平成20年8月1日 改訂 令和5年4月1日

遵守状況 令和5年 4月 1日

法規等の名称	法規等の要求事項	備考	遵守状況	評 価
廃棄物の処理及び清掃	[自社発生廃棄物]	一般廃棄物		
に関する法律	事業者の責務(法第3条)	紙くず(開発紙業)		
	自らの責任において処理する。	缶・ビン(ベンディング)		
		・分別ボックス設置	0	0
		産業廃棄物		
		・保管表示あり		
	産業廃棄物保管基準(規則第8条)	・分別ボックス設置		
	[産業廃棄物収集運搬業]	静岡市・静岡県(事務取扱要領)		
	産業廃棄物収集運搬業許可申請 (法第14条1)	許可書原本 事務所保管		0
	収集運搬業許可の合理化(令第27条1)	可可自办个 于 级从内		
	許可の更新期間 5 年 (法第 14 条の3)	H28年8月7日更新		
	産業廃棄物処分業許可申請 (法第14条の6)	静岡市		
	許可の更新期間 5 年 (法第 14 条の7)	許可書原本 事務所保管	0	0
	可可少文剂剂间 0 中 (仏知 14 木ツI)	平成28年3月25日更新		
	[産業廃棄物処理業者等による委託者への通知の義務付け]			
	(法第 14 条第 13 項等、規則第 10 条の 6 の 2 等 法第 14 条の 3)	処理を適正に行うことが困難	0	0
	(法第 15 条の 3 第 1 項、法第 15 条の 2 の 7)			

[産業廃棄物管理表]			
産業廃棄物運搬受託者の管理票(法第12条の3第2項)			
産業廃棄物管理票の交付(規則第8条の20)			
管理票の記載事項(規則第8条の21) (規則第8条の21の2) 運搬受託者・処分受託者の記載事項(規則第8条の22、24) 管理票の送付期限(規則第8条の23、25) 管理票の写しの保存期間(規則第8条の30、) 管理票の写しの送付(規則第8条の28)	C2, D, E票毎週月曜日返却 A票5年間保管 マニフェストに関するクレーム無し マニフェスト5年間倉庫にて保管	0	0
[技術管理者]	資格保有者(理事長·専務)		
産業廃棄物技術管理者(法第21条)	修了証確認(H5年8月19日)	0	0
	修了証確認(H21年7月2日)		
産業廃棄物処理施設の維持管理(法第15条の2の2)	維持管理記録		
産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(規則第12条の6)	施設の点検	0	0
法第15条設備のこのほかの技術上の基準(規則第12条の7の3)			
[収集・運搬・処分の基準]			
産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(令第6条、及び第6条の5)		0	0
保管の場所に係る掲示板(規則第7条の5)			
産業廃棄物保管基準(規則第8条)	保管掲示板(設置済み)	0	0
[産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付け]			
規則第7条の2の2、第7条の2	マグネット表示板	0	0
〔委託契約書〕	事務所 保管		
事業者の産業廃棄物の委託の基準(令第6条の2の3)		0	\circ
委託契約書に添付すべき書面 (規則第8条の4)	別紙 契約書一覧	O	
記載事項の追加(令第6条の2第4号二)	輸入廃棄物の有無		

道路運送車両法	自動車の検査及び自動車検査証(第58条)		0	0
坦 超	乗車定員又は最大積載量(第42条)			0
	定期点検整備(第 48 条の 1)		0	0
特定家庭用機器	事業者及び消費者の責務(法第六条)			
再商品化法			0	0
浄化槽法	設置等の届出(法第5条1項)	浄化槽		
	定期点検(法第8条、第9条) 法定検査(法第11条)	GR 点検記録 保管 指定検査所で実施	0	0
肥料取締法	帳簿の備付(第 27 条)			
	肥料の生産業者は、その生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を			
	生産したときは、毎日、その名称及び数量を記載しなければならない			
	2 生産業者は、販売業者に販売したときは、その都度、その名称、	帳簿 事務所保管	0	0
	数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならない			
	3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない			
肥料取締法施行規則	肥料取締法施行規則第 24 条			
	生産数量の報告義務	微生物農法研究所事務所 保管	0	0
毒物及び劇物取締法	毒物又は劇物の取扱 第11条			
	盗難、紛失の防止		0	0
	事故の際の措置 第16条の2の2			O
	盗難、紛失したときは、直ちにその旨を警察に届け出なければならない。			
フロン排出抑制法	事業者の責務 第4条 特定製品に使用されているフロン類		0	0
	の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない			
			•	

悪臭防止法	第7条 規制基準の順守義務			
悪臭防止法に基づく静岡市の			0	0
規制基準等の指定				
騒音規制法	第2条1項 特定施設	届出済み		
			0	0
振動規制法	第2条1項 特定施設	廃止届 平成21年9月11日	0	0
消防法	屋内消火栓設備に関する基準(消防法施行令第 11 条)	GR 事務所 点検記録保管		
	誘導等及び誘導標識に関する基準(消防法施行令第26条)			
	消防法第 21 条の 4 火災報知機の設置(消防法施行令第 21 条)		0	0
	消防法第 17 条の 3 項 3 消防機関の検査			
	消防法施行規則 第31条の4消防設備士等による点検			
農林水産省消費·安全局	汚泥肥料中に含まれる、放射性セシウムの取扱について	暫定基準値の設定	0	0
平成23年3月11日に発生した	事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン	指定廃棄物の有無		
東北地方太平洋沖地震に伴う		自主的な空間線量の測定		
原子力発電所の事故により放出				
された放射性物質による環境の			0	
汚染への対処に関する特別処			O	
置法				
使用済み小型電子機器等の再	第1条 政令で定める電気機械器具	平成25年4月1日施行		
資源化の促進に関する法律		携帯電話端末及びPHS端末、デジタルカメラ	0	0
		パーソナルコンピューター等、計28分類		
廃棄物の処理及び清掃に関す	第2条の四関係 1,4ージオキサンが特別管理産業廃棄物に該当	平成25年6月1日施行		
る法律		特定施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジ	0	0
		オキサンを含む廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ	O	
		ばいじんを特別管理産業廃棄物に指定する		

廃棄物の処理及び清掃に関す	産業廃棄物の電子情報			
る法律	電子情報組織の使用(法第12条の5)	電子マニフェスト制度		
	情報処理センターへの登録手続及び登録期限(規則第8条の31の2、3)	排出者として	1	
	登録事項(規則第8条の32)			
			<u> </u> 	
	情報センターへの運搬又は処分の終了の報告(規則第8条の33)	受託者として	0	0
	情報センターへの報告期限(規則第8条の34)			
	処分受託者の情報処理センターへの報告(規則第8条の34の2)	処分受託者として		
	処分受託者の情報処理センターへの報告期限(規則第8条の34の3)			
静岡県産業廃棄物の適正な処	実地確認の免除	亚比97年4月1日按行		
		平成27年4月1日施行		
理に関する条例施行規則	優良認定業者に産業廃棄物の運搬を委託する場合不要とする。	優良認定後		
静岡県規則第52号	優良認定業者に産業廃棄物の処分を委託する場合不要とする。		0	
	県外産業廃棄物の搬入の事前協議の免除			
	優良認定業者に産業廃棄物の処分を委託する場合不要とする。			
フロン排出抑制法の公布	第1種特定製品の管理者が取り組む措置	平成27年4月1日施行		
	1 機器の設置環境・使用環境の維持保全	コマツ PC200		
	2 簡易点検・定期点検		0	0
	3 フロン類の漏洩時の措置			
	4 フロン類算定漏えい量等の報告			
廃棄物の処理及び清掃に関す	カドミウム 水質汚濁防止法に基づく排水基準が改訂これを受け	平成28年3月15日施行		
る法律	特別管理産業廃棄物の判定基準の変更			
	燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、0.3mg/L →0.09mg/L			
	廃酸、廃アルカリ 1mg/L →0.3mg/L		0	
	産業廃棄物の埋立処分基準 0.3mg/L →0.09mg/L			
	廃棄物最終処分場に係わるカドミウムの水質基準			
	排水基準(管理型) 0.1mg/L →0.03mg/L			
	地下水基準 0.01mg/L →0.003mg/L			

	<u></u>	T		ı
廃棄物の処理及び清掃に関す	廃水銀等(1. 廃試薬、ポロシメーターに使用された水銀 2 水銀使用製品廃棄物や水	平成28年4月1日施行		
る法律	銀汚染物から回収された水銀)が特別管理産業廃棄物に指定され、その収集運搬基準・		0	\circ
	保管基準が追加される。(密閉容器に入れて運搬すること等)			
労働安全衛生法	一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について	平成28年6月1日施行		
	1 事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。	平成29年3月15日リスクアセスメント実施	0	0
	2 譲渡提出時に容器などへのラベル表示が義務付けられました。			
廃棄物の処理及び清掃に関す	法律施行規則の一部を改正する省令			
る法律	1 許可申請の添付書類の様式の統一	平成29年10月1日施行	0	0
	2 登記事項証明書の添付を要する変更届の期限を10日→30日以内とする	平成29年5月15日		
廃棄物の処理及び清掃に関す	水銀に関する水俣条約により平成29年10月1日以降	平成29年10月1日		
る法律	「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄			
	物」「廃水銀等(特別管理産業廃棄物)に新たな対応が必要			
	1 業の許可書			
	2 委託契約書			
	3 マニュフェスト			
	4 廃棄物保管場所の掲示板		0	0
	5 帳簿			
	6 水銀使用製品産業廃棄物の対象			
	7 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)の対象			
	8 水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象			
	9 廃水銀等特別管理産業廃棄物の対象施設			
	10 廃棄物デ-タシート			
大気汚染防止法	水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため	平成30年4月1日施行		
	1. 石炭火力発電所			
	2. 産業用石炭燃焼ボイラー		0	0
	3. 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程			
	4. 廃棄物の焼却設備			
	·	•		

	5. セメントクリンカーの製造設備			
	における事業活動に伴う水銀等の排出を抑制			
廃棄物の処理及び清掃に関す	2以上の事業者(親子会社)による産業廃棄物の処理に係る特例	平成30年4月1日施行		
る法律	親会社子会社は、産業廃棄物処理業の許可は不要(法第17条の7)			
	有害使用済機器の保管(法大17条の2)		\circ	0
	都道府県知事への届出			
	保管・処分に関する基準遵守			
廃棄物の処理及び清掃に関す	電子マニュフェストの一部義務化(法大12条の5)	平成32年4月1日施行		
る法律	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち前前年度の特別管理産業廃棄物の発		\circ	0
	生量が50t以上の事業者は電子マニュフェストを義務化			
PCB 特別措置法	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準	平成31年3月28日付け環境省通知		
	廃プラ、金属くず、陶磁器くず、紙くずの基準は含有濃度0.5mg/kg以下			
	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準	改めての通知 令和元年10月23日付け	\circ	0
	「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂	第4版		
	ポリ塩化ビフェニルが含有する可能性がある塗膜のサンプリング方法			
静岡県産業廃棄物処理業許可	災害により使用できなくなった産業廃棄物収集運搬業の収集運搬車両におけるレンタル	令和元年11月8日		
関係事務取扱要領	車両の使用について		\circ	0
	事業継続の観点から対応できる。			
フロン排出抑制法	フロン類の回収が確認できない機器の引き取り禁止	令和2年4月1日施工		
	引取証明書(写し)により確認		0	0
廃棄物の処理及び清掃に関す	産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設(規則	令和2年7月16日施行		
る法律	第12条の7の16)			
	非常災害により生じた廃棄物を処理するときは法第15条の2の5第1項に基づき		0	0
	事前届け出を行う事で処理することができる。			
環境省通知	建設汚泥処理物等が法第2条に規定する産業廃棄物に該当するかどうかは、その物	地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技		
	の性状、排出の状況など総合的に勘案して判断すべきであるが、各種判断要素の基	術的な助言		
	準を満たし計画的に利用されることが確実であることをを確認できる場合は、製造	令和2年7月20日環循規第2007202号	0	0
	された時点で有価物として取り扱う事が適当である。			

「押印を求める手続きの見直	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく様式への押印は不要	令和3年4月1日施行		
し等のための環境省関係省令			0	0
の一部を改正する省令				
静岡県産業廃棄物処理業許可	申請・届出に係る提出書類の押印は不要	令和3年4月1日施行		
関係事務取扱要領が改訂	財務諸表及び定款または寄附行為について、原本証明は不要		0	0
	試験検査成績書の写しの添付を不要			
廃棄物の処理及び清掃に関す	平成29年水俣条約による「水銀廃棄物ガイドライン」の第3版が公表された	令和3年4月6日	0	
る法律			O	O
静岡県産業廃棄物処理業許可	石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)の改訂により、石綿含有仕上塗材が	令和3年7月1日		
関係事務取扱要領が改訂	廃棄物となったものは「汚泥」に該当する可能性がある旨明記されたことを受けて		0	0
	石綿含有廃棄物を含む産業廃棄物の種類に汚泥を追加した			
静岡県産業廃棄物処理業許可	許可申請等に係る取り扱いの改訂	令和4年4月1日		
関係事務取扱要領が改訂	①事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類である「講習会終了証の写し」日		\cap	
	ついて、原本の確認を不要とした。		O	O
	②申請書及び届出書の副本について、受付後に申請者及び届出者に返却する。			
静岡県産業廃棄物処理業許可	許可申請等に係る取り扱いの改訂	令和5年4月1日		
関係事務取扱要領が改訂	優良認定を申請する場合の添付書類について、税・保険料の納付に係る基準に適合		0	0
	することを証明する書類の原本確認を不要とした。			

令和 5年 4月 1日 遵守状況

グリーンリサイクル法関連チェック

「静岡市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準」

グリーンリサイクル協同組合 環境推進委員会

要求事項	該当する施設	適用される事項、基準値等	備考	遵守	評価
3 (1) 共通基準					
ア 囲い等の管理 ①施設の周囲に設置した囲い及び門扉が破損したときは、速やかに補修すること。	GR門、周辺囲い			0	0
②出入口は、作業終了後、作業員の不在時等には閉鎖し、確実に施錠すること。	鍵、カード			0	0
イ 表示等の管理 ①中間処理施設であることを表示する立札その他の設は、常に見やすい状態にしておくこと。 ②表示事項に変更を生じた場合は、速やかに書換え等の必要な措置を講ずること。 ③立札その他の設備が破損したときは、速やかに補修すること。	事務所横の看板	「産業廃棄物処理施設の構造に関する基 準」の順守		0	0
<u>ウ 搬入道路の管理</u> ①搬入道路の管理②搬入道路の交通安全には、常に留意すること。②搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めること。③搬入道路は、必要に応じて補修すること。	周辺道路	グリーン活動、グレーチング等の交換		0	0
工 消火設備の管理 ①消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検・整備を行うこと。 ②管理事務所、焼却施設等の特定の場所を除いて、火気の使用を禁止すること。	消火器、消火設備	消火器、消火設備の設置	(静岡市火災予防条例)	0	0
オ 搬入時の確認 ①搬入される産業廃棄物に係る排出事業者、品目等について、常に契約書、マニフェスト等により確認し、これが不明の場合は、受け入れないこと。	契約書保管ファイル 受託 7冊 委託 3冊	展開検査の実施、事前確認	事務局保管	0	0
②中間処理できる品目以外の産業廃棄物が混入されないよう排出事業者及び収集・運搬業者との連絡を密にし、 管理体制を確立しておくこと。		展開検査の徹底、事前確認		0	0
③県外から搬入される産業廃棄物については、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成21年静岡市 条例第6号)に基づく事前協議内容と相違のないことを確認すること。	事前協議ファイル	事前協議書の写しの保管	事務局保管	0	0
カ 放流水の検査 ①施設からの排水(雨水及び生活雑排水を除く。以下同じ。)を公共用水域に放流する場合は、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第12条の6第8号に定 める水質検査を次により実施すること。 (ア) 放流水の水質が別表1に定める基準に適合するように維持管理すること。 (イ) 水質検査の回数は、年間の変動に配慮して、年1回以上行うこと。		自主検査の実施 1回/月	事務局保管	0	0
②水質検査の結果に異常があるときは、直ちに作業を中止し、市長に報告するとともに、原因調査その他の必要な措置を講ずること。	該当施設なし	法第21条の2に基づく事故及び措置の 概要の報告		0	0
<u>キ 事故の防止</u> 事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施すること。	GR内施設	日常点検の実施 (施設チェックリスト) (脱臭プラント関係維持管理点検表)		0	0

ク 雨水等の流入防止等 ①施設内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずるとともに、施設内の産業廃棄物が雨水等と接触して汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。 ②施設からの排水は、地下浸透による排出をしないこと。	GR側溝、路面	側溝清掃	定期的 1 回/月	0	0
ケ 管理事務所 ①事務所内の見やすい場所に、処理工程図を掲示すること。	総務1階	処理フロー図の掲示		0	0
②施設の維持管理に係る措置の記録、帳簿、マニフェスト等を常に備え置いて、適切に保存すること。	マニフェスト・帳簿 施設維持管理記録	維持管理記録の作成		0	0
コ 協定の遵守 地域の組織等との間に生活環境の保全に関する協定を締結したときは、これを遵守して維持管理すること。	グリーン清掃活動、他	地域住民への配慮		0	0
(2) 個別基準					
力 破砕施設 ①騒音規制法、振動規制法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例の特定施設に該当する場合は、必要に応じてこれらの法令に基づく基準以下とするための適切な騒音・振動対策を講ずること。	送風機	騒音規制法 静岡県公害防止条例 H7. 12. 21 届出済	1回/年	0	0
② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第9項に定める基準によること。	破砕機	施行規則第12条の7第9項 1破砕によって生ずるふんじんの飛散防止 2-ヲ 火災予防、消火器等の設置		0	0
キ 汚泥の乾燥施設 それぞれ省令第12条の7第2項、第3項、第4項、第10項、第13項、第14項及び第15項に定める基準によること。	キルン	施行規則第12条の73項1号 乾燥設備を乾燥に適した状態に保つ		0	0

平成21年10月 1日 作成 令和 5年 4月 1日 改訂 令和 5年 4月 1日 遵守状況

グリーンリサイクル法関連チェック 「静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」

グリーンリサイクル協同組合 環境推進委員会

		T	クリーンリリイクル T	ᇑᇚᄱᅭᄆ	
要求事項	該当する施設	適用される事項、基準値等	備考	遵守	評価
事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、		静岡市条例第8条			
産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となっ		産業廃棄物管理責任者 柳澤 敬夫			
て管理する事業場については、この限りでない。					
(1) 法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令の規定の尊守に関する事項	GR			0	0
(2) その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備に関す					
る事項					
2 事業者は、前項の産業廃棄物管理責任者が同項各号に掲げる事項の管理を的確に実施できるように					
するため、当該産業廃棄物管理責任者に必要な研修を受けさせるよう努めるとともに、当該管理の実施					
について必要な配慮をしなければならない。					
事業者(法第12条第3項に規定する中間処理業者を含む)は、その産業廃棄物(法第12条第3項	事業者が行う実地の	静岡市条例第10条	実地の確認結果報告書		
に規定する中間処理業産業廃棄物を含む)の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとすると	確認の協力。	毎年1回以上定期的に確認。	作成		
き(従前の委託の期間を更新して委託しようとするときを除く。)は、規定で定めるところにより、当	リサイクル先及び最	条例施行規則 4 条 4	計画を立てて実施する		
該委託に係わる運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規定で定める事項を実地に確認しなければ	終処分先。	確認記録は5年間保管。		0	
ならない。					
産業廃棄物処分業者(法第14条第6項の規定により許可を受けた者をいう。)特別管理産業廃棄物	県外産業廃棄物を受	静岡市条例第14条	岩崎保管		
処分業者(法第14条第6項の規定により許可を受けた者をいう。)その他規定で定める者は、事業所	け入れる場合	県外産業廃棄物の種類、数量その他		0	0
から委託を受けて県外産業廃棄物の処分をおこなおうとするときは、あらかじめ、規定で定めるところ		の規定で定める事項の確認			
により、第12条第1項又は第13条第1項の規定による協議の状況を確認しなければならない。					
その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために法第15条第1項に規定する産業廃棄物処	キルン	静岡市条例第17条			
理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、規定で定めるところにより、当該事業場にお		毎年6月30日までに、前年度1年			
ける産業廃棄物の処理の状況について、市長に報告しなければならない。		間分の処理状況報告(産業廃棄物の		0	0
2 産業廃棄物処理業者は、規定で定めるところにより、受託した産業廃棄物の処理の状況について、		種類ごと等)。			
市長に報告しなければならない。					
産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、関係住民から産業廃棄物の処理に	該当なし	静岡市条例第27条の2,3	平成27年4月1日		
係る生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなけ		移動式処理施設の事前手続き「設	施行		
ればならない。		置」適用除外の追加	建設現場からの搬入の		
		規則第32条の2	可能性		
		適用除外施設		0	0
		1汚泥の脱水施設又は造粒固化施設			
		2木くず又はがれき類の破砕施設			

1 環境関連法規等の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反等はありませんでした。

2 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

9 代表者による全体評価と見直し・指示

	レビュー項目	代表者の評価及び指示事項		
1)	環境経営目標の達成状況	灯油削減の新たな取組と、僅かだが電		
	CO ₂ 排出量の環境経営目標は、総量で	気量を削減できたことは評価される。		
	は目標未達成、原単位では目標達成。			
	灯油は総量・原単位とも目標達成			
	環境経営目標及び実績表			
2	環境関連法規等の遵守状況	法改正など対応し、継続して遵守する		
		こと。		
	環境関連法規一覧			
3	環境経営活動計画の実施及び運用結果	CO ₂ 排出量のの低減に関しブロワー		
		ボイラーの運転取り組みがあり状況に		
		より出来ない場合があるが、成果品に		
		影響が出ないよう取り組んで下さい。		
	環境経営活動計画の取組結果とその評	また、台風による災害廃棄物運搬など		
	価	地域貢献活動は評価できる。		
4	外部からの環境に関する苦情及び要望	臭気対応は出来ている。気象変化や原		
	事項	料の性状変化にも注意して下さい。		
	外部情報受付記録			
(5)	見直し項目			
	環境経営方針	変更なし		
	環境経営目標及び環境経営計画	変更なし		
	実施体制	変更なし		
全体評価	ш			
全体的	全体的な取り組みは良好である。			
全体的	内な取り組みは良好である。			

 実施日
 2023年5月25日

 代表者氏名
 堀池
 彰